あなた自身や家族の将来を支える Z

となったときには、介護サービ などを財源として、介護が必要 介護サービスを利用するため 40歳以上の人が納める保険料

民福祉課へ申請が必要です。 が必要です。 介護高齢福祉課または各支所住 には、要支援または要介護認定 スを利用できるしくみです。 また、認定を受けるためには、

被保険者の

みなさん

*サービスを利用し

負担を支

*サービスを利用す *保険料を納めます。

るための申請をし

介護報酬

(9割)の支払い

−ビスの 供 ○社会福祉法人 サービス事業者

ただきます。

年金から天引き(特別徴収)するか、市から送付する納付書で個別に納めてい

と一括して納めていただきます。65歳以上の人(第1号被保険者)は受給中の

40~4歳の人(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険料

支えていこうというものです。介護保険制度の運営は、40歳以上の人に納めて

た介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、

いただいた保険料と国・県・市の負担金などの公費でまかなわれています。

○医療法人

○民間企業

○非営利組織

介護サー

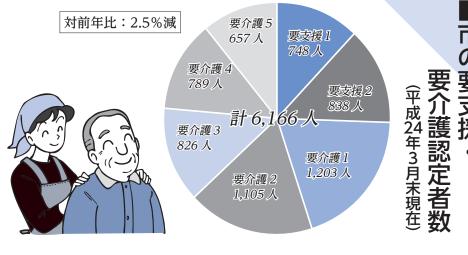
* 所在地都道府県や市町村の 在宅サービス・施設サービ 指定を受けます。

スを提供します。

利用者負担 (1割) の支払い

要介護認定の 申 請 要介護認定・ 保険証の交付 *保険証を交付します。 *介護保険制度を運営します。 *介護サービスの *要介護認定を行います。 確保や整備をし (伊賀市)

市の要支援



3

保険料の納め方

納付書または□座振替での納付(普通徴収)の場合があります。 保険料の納付は、年金からの天引き(特別徴収)が基本ですが、 — 部

①特別徴収の場合

険者の人が改めて納付の手続きをする必要はありません。 1万5千円)以上の人は、年金から保険料を天引きしますので、 老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円 (月額 被保

②普通徴収の場合

で納めていただきます。 特別徴収の対象とならない人は、 市から送付する納付書か口座振替

特別徴収の対象とならない人

○老齢・退職年金、障害年金、 1万5千円) 未満の人 遺族年金の受給額が年額18万円 (月 額

○年金の年額が18万円以上で次に該当する人

*年度途中で他市町村から転入し、被保険者となった人 *年度途中で65歳になり、第1号被保険者となった人

*年金の現況届の提出が遅れた人

*年度当初(4月1日現在)で年金を受給していなかった人

*年金を担保にして資金の貸付を受けた人

*老齢福祉年金を受給している人

納付書で納める人へ

振替の手続きをすると納め忘れもなく便利です。 保険料は各納付書に記載の納期限内に納付してください。また、 □座

※□座振替の依頼用紙は市内の各金融機関窓□にあります。

以上の人

|保険料を納めないでいると…

すので、ご注意ください。 引き上げられるほか、高額サービス費などの支給が受けられなくなりま 滞納した期間に応じて、介護サービスの利用者負担が1割から3割に

介護保険料納入通知書を発送します

中旬に第1号被保険者の皆さんに保険料の納入通知書を発送します。 今回お届けする通知書の保険料額は、前年中の所得に基づいた今年度 介護保険料は、7月に本算定を行い、その算定結果に基づいて、7月

の住民税の課税状況を基に、算定したものです。

所得段階	対 象 者	保険料の割合	年間保険料
第1段階	生活保護受給者または市民税非課税世帯で老齢福祉年 金受給者	基準額× 0.5	33,924円
第2段階	世帯の全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額× 0.5	33,924円
第3段階	世帯の全員が市民税非課税で、第 1・第 2 段階に該当せず、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の人	基準額× 0.63	42,744 円
第4段階	世帯の全員が市民税非課税で、第1~3段階に該当しない人	基準額× 0.75	50,886 円
第5段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、本人の 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額× 0.9	61,063円
第6段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、 第5段階に該当しない人	基準額	67,848円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円 未満の人	基準額× 1.15	78,025 円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以 上 190 万円未満の人	基準額× 1.25	84,810円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以 上 300 万円未満の人	基準額× 1.5	101,772円
第 10 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以 上 800 万円未満の人	基準額× 1.75	118,734円
第 11 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円	基準額× 2.0	135,696円